

物 件 調 書

注意事項

- ① 本調書の記載内容は、契約締結前に行う重要事項の説明の、1.不動産の表示、2.売主の表示と占有に関する事項、3.登記簿に記載された事項、4.法令に基づく制限の概要、5.敷地と道路との関係、6.私道に関する負担等に関する事項、7.飲用水・ガス・電気の供給施設及び排水施設の整備状況の説明内容と同じものです。
- ② 物件調書は、2025年10月1日調査時点のものであり、周辺の状況や法令等につきましては、申し込み時点で変わる場合がありますので、申し込み前に十分現地等調査の上御検討下さい。
- ③ 物件につきましては、現状有姿での引渡しとなります。

地図提供

ゼンリン住宅地図配信サービス

<https://zapl.znet-town.net/znettown/app/login.php?CID=01532101001>

西日本高速道路株式会社

大阪市北区堂島一丁目6番20号 堂島アバンザ19階

保全サービス事業部管理課

電話06-6344-4000（代表）

1. 不動産の表示

(1) 土地

広告番号	一	物件番号	R7 中-2
所 在		地 番	地 目
周南市城ヶ丘三丁目		13 番 1	宅地
同 所		14 番 1	宅地
同 所		14 番 5	宅地
	合 計		2,049.55 m ²
実 测 面 積	m ²		
権利の種類	所有権	借 地 面 積	m ²
備考			

(2) 建物

広告番号	一	物件番号	R7 中-2
所 在	周南市城ヶ丘三丁目 13 番地 1	家 屋 番 号	13 番 1
種 類	寄宿舎	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
床 面 積	1 階 . 231.09 m ² • 2 階 . 141.12 m ² • 〔登記簿・現況〕		合計 372.21 m ²
建 築 時 期	平成 2 年 1 月新築		
住 居 表 示	山口県周南市城ヶ丘三丁目 6 番 25 号		
備考			

広告番号	一	物件番号	R7 中-2
所 在	周南市城ヶ丘三丁目 14 番地 1	家 屋 番 号	14 番 1 の 1
種 類	共同住宅	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
床 面 積	1 階 . 170.08 m ² • 2 階 . 170.08 m ² • 〔登記簿・現況〕		合計 340.16 m ²
建 築 時 期	平成 2 年 1 月新築		
住 居 表 示	山口県周南市城ヶ丘三丁目 6 番 12 号		
備考			

広告番号	一	物件番号	R7 中-2
所 在	周南市城ヶ丘三丁目 14 番地 1、14 番地 5	家 屋 番 号	14 番 1 の 2
種 類	共同住宅	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
床 面 積	1 階 . 90.56 m ² • 2 階 . 90.56 m ² . 〔登記簿・現況〕		合計 181.12 m ²
建 築 時 期	平成 2 年 1 月新築		
住 居 表 示	山口県周南市城ヶ丘三丁目 6 番 12 号		
備考			
付属建物の表示			
符号: 1 種類: 物置 構造: コンクリートブロック造陸屋根平屋建 延面積: 25.37 m ²			

2. 売主の表示と占有に関する事項

(1) 売主 [1.登記名義人と同じ・2.登記名義人と異なる]

住 所	大阪府大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号
氏 名	西日本高速道路株式会社
備考	

(2) 売買契約締結時の占有に関する事項 第三者による占有 (有・無)

住 所	
氏 名	
占有に関する 権利	

3. 登記簿に記載された事項

土地 (借地権の場合借地権の対象となるべき土地)	甲 区	名義人	住 所	大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号
			氏 名	西日本高速道路株式会社
		所有権にかかる 権利に関する 事 項 (有・無)		
	乙 区	所有権以外の 権利に関する 事 項 (有・無)		
建 物	甲 区	名義人	住 所	大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号
			氏 名	西日本高速道路株式会社
		所有権にかかる 権利に関する 事 項 (有・無)		
	乙 区	所有権以外の 権利に関する 事 項 (有・無)		

4. 法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

都 市 計 画 法	区域区分	1. 都市計画区域 (1.市街化区域 2.市街化調整区域 3.線引きされていない区域) 2. 都市計画区域外 (1.準都市計画区域 2.都市計画区域・準都市計画区域外)			
		線引きされていない区域・準都市 計画区域・市街化調整区域の場合 開発行為・旧宅地造成事業に 関する法律許可等	既存宅地番号 許可番号 検査済番号 公 告	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	号 号 号 号
土 地 区 画 整 理 法	都市計画道路	有・無 [計画決定・事業決定]	名称	幅員	m
	土地区画整理事業	計画 有・無・施行中	名 称	徳山都市計画事業周南団地土地 区画整理事業	
	換地(予定)期日	仮換地指定(未・済) 換地処分の公告	年 月 日 年 月頃	号	
	清算金	確定・未定()			
備考					
※1. 土地区画整理事業について、対象不動産を含む周辺区域は、昭和49年1月8日付にて土地区画整理事業に基づく換地処分済です。					

(2) 建築基準法に基づく制限

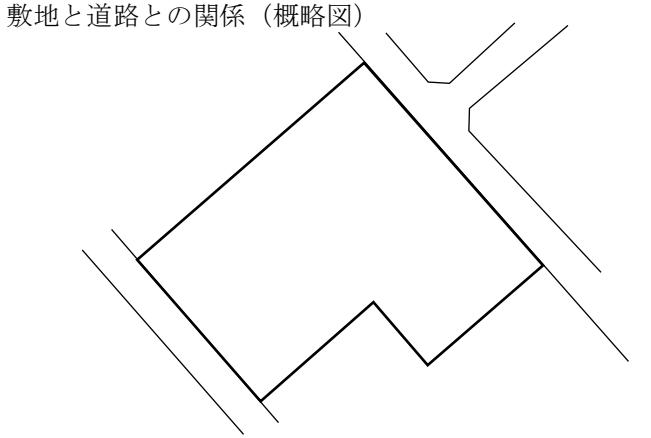
用 途 地 域	1.第一種低層住居専用地域 4.第二種中高層住居専用地域 7.準住居地域 10.商業地域 13.工業専用地域	2.第二種低層住居専用地域 5.第一種住居地域 8.田園住居地域 11.準工業地域 14.用途地域の指定無し	3.第一種中高層住居専用地域 6.第二種住居地域 9.近隣商業地域 12.工業地域		
	建ぺい率 50 %				
	容積率 80 %				
	1.外壁後退 2.壁面線の制限		有・無		
	敷地面積の最低限度			有・無	
	地域地区				
地 域 地 区 街 区	特別 用 途 地 区	1.第()種特別工業地区 4.事務所地区 7.特別業務地区 11.研究開発地区	2.第()種文教地区 5.娯楽・レクリエーション地区 8.厚生地区 9.中高層階住居専用地区 10.商業専用地区	3.小売店舗地区 6.観光地区	
	1.防火地区 2.準防火地区 3.第()種高度地区 4.事務所地区 5.特定街区				
	6.美観地区 7.第()種風致地区 8.災害危険地区 9.地区計画区域 (10.法22条地域)				
	建築協定		有・無		
	建物の高さ制限		1.道路斜線制限・2.隣地斜線制限 3.北側斜線制限・4.絶対高さ制限 (10m・12m) 5.日影による中高層の建築物の制限		
	私道の変更または廃止の制限		無		
備考					

(3) その他の法令に基づく制限

3.古都保存法	12-2.沿道整備法	18-6.下水道法	30-2.核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
4.都市緑地法	12-3.集落地域整備法	19.河川法	31.廃棄物の処理及び清掃に関する法律
5.生産緑地法	12-4.密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	19-2.特定都市河川浸水被害対策法	32.土壤汚染対策法
5-2.特定空港周辺特別措置法	12-5.地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	20.海岸法	33.都市再生特別措置法
5-3.景観法	13.港湾法	20-2.津波防災地域づくりに関する法律	33-2.地域再生法
6.土地区画整理法	14.住宅地区改良法	21.砂防法	34.高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
6-2.大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	15.公有地拡大推進法	22.地すべり等防止法	35.災害対策基本法
6-3.地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	16.農地法	23.急傾斜地法	36.東日本大震災復興特別区域法
6-4.被災市街地復興特別措置法	17.宅地造成及び特定盛土等規制法	23-2.土砂災害防止対策推進法	37.大規模災害からの復興に関する法律
7.新住宅市街地開発法 ※	17-2.マンションの建替え等の円滑化に関する法律	24.森林法	38.森林経営管理法
7-2.新都市基盤整備法	17-3.都市公園法	25.道路法	39.踏切道改良促進法
8.旧市街地改造法 (旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る)	18.自然公園法	26.全国新幹線鉄道整備法	40.長期優良住宅の普及の促進に関する法律
9.首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	18-2.首都圏近郊緑地保全法	27.土地収用法	41.重要土地等調査法
10.近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の設備及び開発に関する法律	18-3.近畿圏の保全区域の整備に関する法律	28.文化財保護法	42.生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律
11.流通業務市街地整備法	18-4.都市の低炭素化の促進に関する法律	29.航空法 (自衛隊法において準用する場合を含む)	
12.都市再開発法	18-5.水防法	30.国土利用計画法	
制限の概要	5-3景観法:景観計画区域内に存しており、一定規模以上の建築物等の建築等には、市長への届出が必要		
	17.宅地造成及び特定盛土等規制法:宅地造成等工事規制区域に指定されているため、建築物等の建築等には、知事の許可が必要		

	33. 都市再生特別措置法:周南市立地適正化計画に基づく居住誘導区域内および都市機能誘導区域外に存しているため、同計画に定める誘導施設の建築等の際は、市長への事前届出が必要
--	--

5. 敷地と道路との関係

接 面 道 路	道 路 の 種 類	1. 公道…下記種類 1-(1)番 2. 私道…下記種類 番	敷地と道路との関係（概略図） 
	道路位置指定	年 月 日 第 号	
	幅員・接道幅	幅員：北東側約 5.8m 南西側約 9.3m 接道幅：北東側約 46m 南西側約 32.7m	
	道路境界線後退による建築確認 対象面積の減少の有無	有・無	
	備考		
道 路 の 種 類	1	(1) 道路法による道路 (2) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律による道路。 (3) 建築基準法第3章が適用されるに至った際、現に存在する道路。 (4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律による新設変更の事業計画のある道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの。	
	2	土地を建築物の敷地として利用するため上記1の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの。（位置指定道路）	
	3	上記1の(3)に該当する道路の内、幅員が4m未満のもので特定行政庁が指定したもの。 (法第42条第2項)	

6. 私道に関する負担等に関する事項

(1) 対象不動産に含まれる私道に関する負担等の内容

負 担 面 積	有・無	
負担金の有無	有・無	
備考		

(2) 対象不動産に含まれない私道に関する事項

所有名義人	住 所	
	氏 名	
備考		

7. 飲用水・ガス・電気の供給設備及び排水施設の設備状況

	直ちに利用可能な施設	配管等の状況	整備予定・負担金
飲用 水	①. 公営水道 2. 私営水道 3. 井戸	接面直配管 (有)無 (北東側口径 50mm) (南西側口径 100mm) 敷地内への配管 (有)無・不明 私設管の有無 (有)無	有・無 年月日頃 円
ガス	①. 都市ガス 2. 個別プロパン 3. 集中プロパン	接面直配管 (有)無 (北東側口径 50mm) (南西側口径 50mm) 敷地内への配管 (有)無・不明	有・無 年月日頃 円
電 気			有・無 年月日頃 円
汚 水	①. 公共下水 2. 個別浄化槽 (放流先: 1. 中心管 2. 側溝3. 浸透式) 3. 集中浄化槽 4. 浸透式	接面直配管 (有)無 敷地内への配管 (有)無・不明 私設管の有無 (有)無 処理槽の設置 (有)無	有・無 年月日頃 円
雑排水	①. 公共下水 2. 個別浄化槽 3. 集中浄化槽 4. 側溝等 5. 浸透式	接面直配管 (有)無 敷地内への配管 (有)無・不明	有・無 年月日頃 円
雨 水	1. 公共下水 ②. 側溝等 3. 浸透式		有・無 年月日頃 円
備考			

追加補足事項

●飲用水・ガス・電気の供給施設及び排水施設の整備状況

道路占用について

対象不動産の雨水を流す際の排水管が対象不動産北東側前面道路および南西側前面道路に越境して設置されていますが、当該の道路占用許可を取得した記録はないとのことです（2025年10月2日 周南市道路管理課 岩田氏より聴取）。そのため、買主は対象不動産引き渡し後、すみやかに周南市への道路占用許可申請等を行う必要があり、別途許可手数料等が生じます（買主負担）。

●その他

（高低差について）

2025年10月1日 現地目視調査によると、対象不動産と対象不動産各隣接地との間に以下の高低差があります。

- ① 対象不動産（地番：14番1）の地盤面は、北東側前面道路より最高約1.8m高くなっています。
- ② 対象不動産（地番：13番1）の地盤面は、南西側前面道路より最高約1.9m高くなっています。
- ③ 対象不動産（地番：13番1）の地盤面は、北西側隣接地（地番：12番4）の地盤面より最大約1.9m高くなっています。
- ④ 対象不動産（地番：13番1）の地盤面は、南東側隣接地（地番：13番10、11）の地盤面より約2.5m低くなっています。
- ⑤ 対象不動産（地番：14番5）の地盤面は、南東側隣接地（地番：14番2、3、4）の地盤面より約0.3m高くなっています。
- ⑥ 対象不動産土地内（地番：13番1と14番1の間）では約2.2mの高低差が生じております
（地番：13番1の方が低い）

上記高低差の部分が山口県建築基準条例第7条に定める「がけ」に該当する場合、対象不動産での建築行為の際、同条に定めるがけ対策を講じる必要があり、別途費用が生じます（買主負担）。

対象不動産土地を含め周囲の擁壁が経年変化等により安全性が確保できない場合、改修・補修・組み直し等の工事に費用は生じます（帰属先負担）。なお、当該擁壁は各隣接地と接合しているためその工事方法には隣接地所有者との事前協議・同意が必要になります。

●越境について

- ・対象不動産南東側隣接地（地番：14番2）の雨樋、物干し竿が、対象不動産土地内に越境している可能性があります。
- ・対象不動産の排水管が、対象不動産北東側前面道路および南西側前面道路に越境しております。

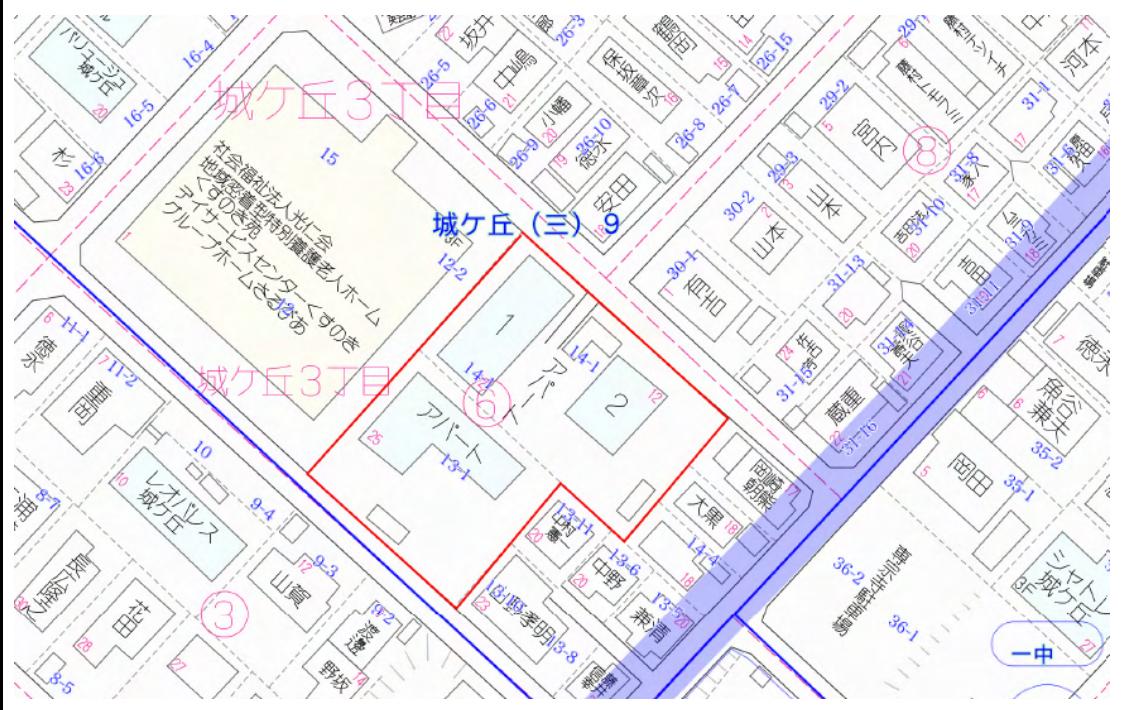
●既存建物の検査済証について

対象不動産建物において検査済証が交付された記録はないとのことです(2025年10月2日 周南市建築指導課 中富氏より聴取)。そのため、対象不動産建物の建築基準法その他関係法令への遵法性は不明です。関係法令の適合しない箇所がある場合、監督官庁等から是正指導等を受ける場合があり、その際は是正費用が生じます(買主負担)。また、建築確認の申請を要する増築等ができない場合があります。

案 内 図



明細図



※本図は概略図です。本図と現況が異なる場合は現況が優先します。